

精神障害の認定の基準の改正の経過

○ 昭和 59 年

設計技術者に生じた反応性うつ病を業務上と認定

○ 平成 11 年 9 月（策定）

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」

「精神障害による自殺の取扱いについて」

- ・ 精神障害の労災請求が増加したことを背景に、事案を迅速・適正に処理するため、一定の基準を明確化する必要が生じたことから、判断指針を策定
- ・ 判断要件を示し、「職場における心理的負荷評価表」に基づき、心理的負荷の強度を評価
- ・ 業務上の精神障害を発病した者の自殺について業務起因性を推定

○ 平成 21 年 4 月（改正）

- ・ 「職場における心理的負荷評価表」の見直し（「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の追加等）

○ 平成 23 年 12 月（策定）

「心理的負荷による精神障害の認定基準について」

- ・ 精神障害の労災請求が大幅に増加したことから、審査のさらなる迅速化及び効率化を図るため認定基準を策定し、基準を具体化・明確化
- ・ 「業務による心理的負荷評価表」において、「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例を明示
- ・ 極度の長時間労働や「強」の心理的負荷となる時間外労働時間数を明示
- ・ 発病後に特に強い心理的負荷により悪化した場合は、業務上の疾病として取り扱う
- ・ 「セクシュアルハラスメント」を独立した分類とし、評価に当たっての留意事項を明示

○ 令和 2 年 5 月（改正）

- ・ 「パワーハラスメント」を「業務による心理的負荷評価表」に明示し、具体的出来事を明確化

○ 令和 2 年 8 月（改正）

- ・ 複数業務要因災害に対応